

## 主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする

## 事実及理由

### 第 1 請求

被告は、被告補助参加人（以下「補助参加人又は国」とし）に対し、2632万3362円及びこれに対する平成21年4月1日から支払済まで年5%の割合による金員を請求せよ。

### 第 2 事案の概要等

#### 1 事案の概要

本件は、A市の住民により構成される権利能力なき社団である原告が、A市が国に納付した平成20年度の国直轄道路事業負担金を、国土交通省東北地方整備局A河川国道事務所（以下「A河川国道事務所」とし）を移転するための敷地取得費用2632万3362円（以下「本件負担金」とし）は、法令上、国が地方公共団体に負担を求めるところであるから、本件負担金の支出は違法、無効であると主張し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、A市の長である被告に対し、国に対する本件負担金相当額の不当利得返還請求権又は国家賠償法1条1項に基づき損害賠償請求権の行使及びこれらに対する本件負担金納付の後である平成21年4月1日から支払済まで年5%の割合による遅延損害金の支払を請求するよう求めた住民訴訟である。

#### 2 前提事実（争点事実並びに後掲証拠等により認められる事実）

##### （1）当事者

ア 原告は、地方行財政の不正を監視・是正すること等を目的として結成された、A市の住民を構成員とした権利能力なき社団である。

イ 被告は、A市の長であり、地方自治法242条の2第1項第4号の定める執行機関である。

##### （2）A市による本件負担金の支出

ア A河川国道事務所は、政令指定都市であるA市を含むB県内の国道及び河川の管理等の事務を所掌するため、国土交通省により設置された機関で

あり，本件負担金支出当時，地方整備局組織規則（平成13年1月6日国土交通省令第21号）別表第4記載のとおり，B県内の河川に関する工事とともに，一級国道の改築及び修繕工事，維持その他の管理等の業務を行うとされていたものである。[甲6，乙1，弁論の全趣旨]

イ 補助参加人は，A河川国道事務所の現庁舎（A市C区D所在）が築約45年を経過して老朽化が進んでいることから，平成20年8月までに，その移転用地として，E広域都市計画事業A市F町土地区画整理事業施行地内12街区 - 1， - 2画地4093.06㎡（以下，これらの土地を「本件敷地」と総称する。）を購入費用総額9億4140万3800円を支出して取得した。[甲3，弁論の全趣旨]

ウ A市は，平成20年9月1日から平成21年3月31日までの間に，平成20年度国直轄道路事業負担金として，合計28億4545万2115円を，国からの納入告知書に基づき，国に納付したところ，上記負担金には，国が，A河川国道事務所の事務所庁舎や出張所庁舎等の移転，建替のための費用（営繕宿舍費）を含む前記A河川国道事務所の移転用地として本件敷地の購入費用総額9億4140万3800円のうち平成20年度中の支出額5億3820万円に対するA市負担分2632万3362円（本件負担金）が含まれていた。

エ 補助参加人がA市に本件負担金の支出を求める際に根拠法令の規定は，後記3「本件に関する法令の定め等（本件負担金支出の根拠規定）」であり，本件負担金の計算根拠は，別紙200である（A河川国道事務所は，河川事業及び道路事業に関する業務を行っており，法令上，指定市であるA市費用を負担するものである）。

### (3) 住民監査請求及び本件訴訟の提起

ア 原告は，平成21年4月30日，A市監査委員に対し，地方自治法242条1項に基づき，本件負担金の支出について住民監査請求をした。[甲1]

A市監査委員は、同年6月23日、上記住民監査請求を棄却し、同日付  
通知書が原告に送達された。[甲3, 弁論の全趣旨]

イ 本件訴訟の提起

原告は、平成21年7月22日、本件訴訟を提起した。[顕著な事実]

3 本件に関する法令の定め等

(本件負担金支出の根拠規定)

下記(1)ないし(4)の各法令の規定(法律の規定は、平成22年法律第20号による  
改正前のもの、政令の規定は、同改正に伴う平成22年政令第78号による改正前のもの)、以  
下これらの規定を引用する場合、断りの限り、同一の規定をいう。これらの法令を総称する場合、  
「本件各根拠規定」とは、以下の費用と負担割合の規定(以下、本件各根拠規定による  
地方公共団体の負担される費用を総称する場合、「本件各根拠規定の定める費用」と)

(1) 道路法50条1項、2項及び同法施行令第1条の6第1項

ア 国道の新設又は改築に要する費用

(ア) 国土交通大臣が当該新設又は改築を行う場合は、国がその3分の  
2を、指定市がその3分の1を負担するものとする。

(イ) 指定市が当該新設又は改築を行う場合は、国及び当該指定市がそ  
れぞれその2分の1を負担するものとする。

イ 国道の維持、修繕その他の管理に要する費用

(ア) 道路法13条1項にいう指定区間(以下「指定区間」という。)内  
の国道に係る維持、修繕等については、国がその10分の5.5を、  
当該指定市がその10分の4.5をそれぞれ負担するものとする(ただ  
し、同法13条2項の規定により政令で定められた指定区間内の国道の  
維持、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該都道府県又は  
指定市がすべて負担するものとする。 )。

(イ) 指定区間外の国道に係る維持、修繕等については、すべて指定市  
の負担とするものとする。

(2) 共同溝の整備等に関する特別措置法 22 条 1 項

ア 指定区間内の一般国道に附属する共同溝の建設若しくは改築，維持，修繕，災害復旧その他の管理に要する費用

国及び都道府県又は指定市が，原則としてそれぞれ 2 分の 1 を負担する。

イ 指定区間外の一般国道に附属する共同溝の建設若しくは改築で，国土交通大臣が当該道路の新設若しくは改築に伴って行うものに要する費用

国及び当該道路の道路管理者である地方公共団体が，原則としてそれぞれ 2 分の 1 を負担するものとする。

(3) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法 22 条 1 項

指定区間内の一般国道に附属する電線共同溝の建設等又は改築，維持，修繕，災害復旧その他の管理に要する費用は，原則として国及び都道府県又は指定市がそれぞれ 2 分の 1 を負担するものとする。

(4) 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律 6 条 1 項， 2 項

ア 指定区間内の一般国道に実施する特定交通安全施設等整備事業~~を~~，道路標識，~~を~~，街灯~~を~~，他政令で定める道路の附属物~~を~~安全な交通を確保するためのもの~~を~~又は区画線の設置に関する事業に要する費用

国及び都道府県又は指定市が，原則としてそれぞれ 2 分の 1 を負担するもの~~とする~~

イ 道路管理者が指定区間外の一般国道に実施する特定交通安全施設等整備事業~~を~~，道路標識，~~を~~，街灯~~を~~，他政令で定める道路の附属物~~を~~安全な交通を確保するためのもの~~を~~又は区画線の設置に関する事業に要する費用

国及び当該道路の道路管理者である地方公共団体が，原則としてそれぞれ 2 分の 1 を負担するもの~~とする~~

(原告の主張の前提となる地方財政法の規定等)

地方財政法 12 条 1 項， 2 項は，国は地方公共団体を処理する権限を有する事務を行なうために要する経費~~を~~，国の機関の設置，維持及び運営に関する経費等~~を~~，法律又は政令で定めるものを除外，地方公共団体に対し，その経費を負担せよ~~うな~~措置を~~な~~し~~る~~旨規定し，更~~に~~同法 17 条

の2第1項は、国は、法律又は政令の定めるところにより、地方公共団体に対し、直轄事業負担金を課する旨規定あり、本件各根拠規定は、同法12条1項、同法17条の2第1項に定める法律又は政令に当たるものである

また、地方財政法4条の5は、国が地方公共団体に対し、直接あると間接あるを問わず、寄附金及びこれに相当する物品等を割り当て強制的に徴収（これに相当する行為を含む）するような旨規定している

#### 4 争点

本件負担金の支出により、国のA市に対する不当利得又は国家賠償法1条1項に基く損害賠償責任が成立する否に関し、以下の点が争点である

- (1) 本件負担金の支出は、国がA市に対して負担を求める本件各根拠規定の定める費用の支出に該当し、法令の根拠を欠き、地方財政法12条1項に違反し、違法、無効と認められぬか（争点1。）
- (2) 本件負担金の支出が、地方財政法4条の5に違反し、違法、無効と認められぬか（争点2。）

#### 5 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点1（本件負担金を本件各根拠規定の定める費用に該当せず、地方財政法12条1項に違反し違法、無効と認められぬか）に

##### ア原告の主張

(ア) 本件各根拠規定の文理解釈に従えば、国道又は国道に附属する施設等の新設（建設）、改築及び維持、修繕その他管理要する費用は、その事業として地方公共団体直接受ける利益に於て負担限定されるものあり、具体的には、当該管理等を実施するため人件費、事務費等の諸経費を以て、国の恒常的機関の設置、維持等に係る費用は含まれぬ

か、A河川国道事務所は、他の河川国道事務所等の所掌事務や、管轄区域外の事務を行なうと照らせば、国の機関の恒常的に設置されている事務所たるを、個別工事の都合で必要なる現場事務所は性質を異するものであるから、本件負担金は、本件各根拠規定の定める費用に該当しない

(イ) 国業務は、何ら地方公共団体に利益をもたらすものから、国無制限に間接的な経費負担を地方公共団体に求めることが許されるれば、国と地方公共団体の組織や業務を区別した意味失われること

(ウ) 都道府県等が行なう国道の新設等に関する国庫補助事業は現場事務所等の新築、修繕等に要する費用、借料及び敷地に係る借料の国の2分の1を負担するもの定められ、恒常的な機関である土木事務所庁舎は除外されているから、上記事業のバランスから見ても、恒常的なA河川国道事務所は移転費用である本件負担金は、本件各根拠規定の定める費用に該当しない

(エ) 本件各根拠規定の予定する本件負担金算出方法は、A市が管理と定められた国道内で実施された維持、修繕、管理に要する工事費、人件費等の費用を積算し、その合計額に国及びB県の対比からA市の受益とされる割合を乗じることによって算定されるが、被告及び補助参加人は、この方法を採用しない

これは、本件負担金が、道路等の新築、修繕等の事業に要する費用は、事業主体の維持運営に要する費用であること起因するものから、本件負担金は、本件各根拠規定の定める費用に該当しない

(オ) 地方財政法12条1項、同2項1号は国機関の設置、維持及び運営に要する経費を地方に負担させる経費の列示を明示しているから、その例外を定める場合は、地方公共団体に負担させる旨が明文中で定められていること

しかるに、上記(ア)ないし(エ)のとおり、本件各根拠規定によって地方公共団体が負担すべき費用は、直接業務のために支出される経費に限定されると解すべきであるから、本件負担金は、地方財政法12条1項にいう法律又は政令で定める負担であるとはいえない。

したがって、本件負担金の支出は、地方財政法12条1項に違反するものであるから違法、無効である。

#### イ 被告及び補助参加人の主張

(ア) 国道等の公物管理は、新築、修繕等の管理に直接的に必要な費用に資するための人的・物的手段

を確保するために必要な費用を要するところから、工事等に携わる職員の人件費、職員が執務を行うための庁費等の費用も、本件各根拠規定の定める費用に該当する。

また、A河川国道事務所の所管事務はB県内における河川や国道等の改築及維持、修繕その他管理あり、その業務はA市の道路等の適正な管理が可能であるから、A河川国道事務所の事務所庁舎や出張所庁舎等の移転、建替等に関する費用も、本件各根拠規定の定める費用に該当する。

(イ) 本件各根拠規定は、道路等の新築、修繕等の業務を行う上で不可欠な人的・物的手段の確保に必要な費用のうち、一定割合を地方公共団体に負担せよと定めており、本件各根拠規定による負担は、国と地方公共団体組織や業務を区別し意図失われぬ。

(ウ) 国の直轄事業は永続的な事業を対象とするが、国庫補助事業は新設又は改築の事業施行期間内に限定されるものからこれを同視し、地方公共団体の土木事務所は、業務の大半を都道府県道事業、地方単独事業が占めているから、その新築、修繕等に関して全て地方公共団体の負担としても合理性がある。

(エ) 本件負担金は、本件敷地の購入費用総額（9億4140万3800円）のうち、平成20年度に支出額（5億3820万円）を、事業費に占むる部分、職員数に占むる部分、それぞれ等分負担部分をそれぞれ3分の1の割合で考慮することによって道路事業分と河川事業分に割り付け（73：27＝3億9288万6000円：1億4531万4000円）、法律上、A市は河川事業分を負担するから、道路事業分に関する平成20年度の営繕宿舍費は、A市負担部分割合を道路の長さや各事業費の割合等に基づき算出（6.7%）、平成20年度の本件敷地購入費用である3億9288万6000円に6.7%を乗じることによって算出されたものである。

本件負担金は、上記のような算定方法の点でも合理性を有するものであるから、本件各根拠規定の定める費用に該当するというべきである。

(オ) 地方財政法12条1項は、法律又は政令が地方負担を義務付けたらば、例外的には地方公共団体に負担せよ旨を定めている。

本件負担金は、上記（ア）ないし（エ）のとおり、本件各根拠規定の定める費用に該当し、本件各根拠規定で定められた地方公共団体の負担率を基にして算定されたものであるから、その支出は、法律又は政令に基づく支出といえる。

~~故~~、本件負担金の支出は、地方財政法 12 条 1 項に違反するもの~~な~~

(2) 争点 2 (本件負担金の支出が地方財政法 4 条の 5 に違反して違法、無効と認められるか)

☒

ア原告の主張

本件敷地は、国の所有地として財産的価値を保持し残存するから、実質的には地方財政から国の割当的寄附による等しい

~~故~~、本件負担金の支出は、地方財政法 4 条の 5 に違反するもの~~な~~違法、無効~~ある~~

イ被告及び補助参加人の主張

本件各根拠規定の規定で定められた地方公共団体の負担率を基に算定され、義務的に拠出される本件負担金は、地方財政から国の割当的寄附に該当しない

なお、本件各根拠規定は、費用に関して受益者である地方公共団体に負担を求めているにすぎないのであって、国道の管理は国が行うべきものであるから、管理上必要となる人的・物的手段については、当然に国がその所有権や管理権等を取得することになる。

~~故~~、本件負担金の支出は、地方財政法 4 条の 5 に違反するもの~~な~~

### 第 3 当裁判所の判断

1 争点 1 (本件負担金が本件各根拠規定の定める費用に該当せず、地方財政法 12 条 1 項に違反して違法、無効と認められるか)は☒

(1) 原告は、本件負担金は、国が A 市に対して負担を求める~~べき~~ 本件各根拠規定の定める費用に該当~~する~~主張し、~~その~~根拠として、本件各根拠規定の定める費用である国道又は国道附属する施設等の新設（建設）、改築及び維持、修繕その他管理要する費用は、~~その~~事業として地方公共団体が直接受ける利益に~~て~~負担限定され、具体的には当該管理等を実施するための人件費、事務費



等の諸経費を~~な~~、A河川国道事務所~~の~~による恒常的な機関の施設は、個別工事の都合で必要なる現場事務所~~の~~性質を異する~~もの~~から、~~を~~設置する費用は、上記管理等~~に~~要する費用~~に~~含まれ~~ば~~主張する

原告の上記主張の当否~~を~~検討する~~に~~当たり、本件各根拠規定の定める費用の解釈~~を~~考察する~~に~~、~~ま~~本件各根拠規定の文言~~から~~すると、道路法~~は~~国道新設又は改築~~に~~要する費用及び国道維持、修繕~~その他~~管理~~に~~要する費用~~が~~規定~~されて~~いる(同法50条1項、2項)の~~を~~はじめ、本件各根拠規定の定める費用は、国道~~並びに~~国道~~に~~附属する共同溝、電線共同溝~~及び~~道路標識、~~さ~~、街路灯~~その他~~政令で定める附属物(以下、国道~~に~~附属するこれらの施設~~と~~設備を総称して、「国道附属施設等~~と~~いふ)に~~関~~し、建設、改築~~に~~要する費用、維持、修繕、災害復旧~~その他~~管理~~に~~要する費用(共同溝の整備等~~に~~関する特別措置法22条1項 電線共同溝の整備等~~に~~関する特別措置法22条1項)、道路標識、~~さ~~、街灯~~その他~~政令で定める道路の附属物で安全な交通を確保~~するための~~又は区画線の設置~~に~~関する事業(以下「道路標識等~~に~~関する事業~~と~~いふ)に~~要~~する費用(交通安全施設等整備事業の推進~~に~~関する法律6条1項、2項)から成る~~もの~~である

~~を~~、本件各根拠規定は、上記文言~~の~~費用外延を画する文言~~は~~持~~て~~存在~~せず~~、~~ま~~、~~他~~の~~は~~文言を規定~~に~~関係法令も見~~当た~~ら~~ず~~から~~の~~文理解~~から~~直~~に~~本件各根拠規定の定める費用が上記原告主張に係る費用~~に~~限定~~され~~ると解~~する~~が、~~他~~方~~は~~、~~の~~文理解~~から~~、当然~~に~~本件負担金~~が~~本件各根拠規定の定める費用~~に~~含ま~~れる~~と~~も~~い

~~を~~、本件各根拠規定~~及び~~本件負担金を含む~~国~~の直轄事業負担金の制度(地方財政法17条の2第1項参照)の趣旨~~に~~照~~ら~~ひ~~て~~鑑~~する~~に、これらの規定~~の~~制度の趣旨は、~~国~~国家的な見地~~から~~必要性を認め~~て~~道路事業~~その他~~直轄事業~~の~~事業効果を地元~~の~~地方公共団体~~にも~~及~~ば~~ずから、~~の~~利益を受ける当該地方公共団体~~にも~~相~~応~~の費用負担を求め~~る~~ことを認める点あり、~~の~~よ~~う~~な受益者負担の見地~~から~~、本件各根拠規定は公物~~である~~国道~~の~~管理~~に~~関する費用~~に~~当該道路~~の~~管理者~~の~~負担~~する~~原則(道路法49条~~は~~、道路管理者~~は~~、同法13条~~は~~、国道~~の~~新設~~又は~~改築~~は~~原則~~として~~国土交通大臣~~が行~~う~~こと~~とし、国道~~の~~維持修繕~~その他~~管理~~は~~、政令~~で~~指定する区間(以下「指定区間~~と~~いふ)内~~に~~国土交通大臣~~が行~~う~~こと~~とし、~~の~~部分~~は~~都道府県~~が~~路線~~の~~当該都道府県の区域内

は存る部分(行)を一部修正すると、地方公共団体の受益の程度を厳密に算定するが困難であるが、国と地方公共団体の負担割合は、一定の負担割合を定めれば解れる

の趣旨に照らせば、当該支出によって得られる地方公共団体及び住民の利益が、必ずしも直接的なものではなく、直接支出が本件各根拠規定の定める費用の支出であると断られ

ても、その工事の実施及び負担金額は、法令上、国が決定するものであり、国直轄事業を行う際は当該事業に係る工事の着手前の負担金の予定額を予め地方公共団体に通知するものであるもの、地方公共団体国の決定に関する保障は(地方財政法17条2第2項、第3項)から、地方公共団体が、国の決定より直轄事業負担金の支出を無制限に義務付けられるとすれば、地方公共団体の財政及び事業計画の観点から見て、住民自治及び団体自治(憲法92条参照)に対する重大な制約となることもあり得るとする

よれば、国直轄道路事業に係る直轄事業負担金及びの一部を構成する本件各根拠規定の定める費用の項目が、国道又は国道附属施設等の建設、改築や、維持、修繕、災害復旧その他管理に際し、直接的に必要なもの限定されたも、具体的に地方公共団体に負担を義務付けることができる費用の範囲は、直轄事業の必要性と地方公共団体の住民自治及び団体自治の調和の観点から一定の限界がある限り、具体的な費用の支出が、本件各根拠規定に基づき範囲内のものと認められるためには、当該費用の支出の目的、効果と地方公共団体に対して生ずる想定される受益の関連性並びに費用負担の方法及び金額の相当性等の見地から、その支出が不合理と認められざるを要するものと解するが相当である

(2) アこれに対し、原告は、国が無制限に間接的な経費の負担を地方公共団体を求めるが許されるならば、国と地方公共団体組織や業務を区別し意が失われると主張するが、当裁判所は、先判示により本件根拠法令の定める費用の範囲は合理的な範囲に限定されることからは、原告の主張の前提と裁判所の見解と相違し、採用しない

イまた、原告は、都道府県等が国道の新設等に関する国庫補助事業は、恒常的な機関である土木事務所の庁舎に関する費用除外されているから、上記事業のバランスから見て、恒常的な機関であるA河川国道事務所移転費用は本件各根拠規定の定める費用に該当は主張する

から、国直轄道路事業より国が地方公共団体に負担を求める費用の対象が、先に見

あり、国道又は国道附属施設等の新設（建設）、改築、維持、修繕その他管理を含み、広域的に永続的なインフラ整備を目的とする事業に関するものに対し、国庫補助事業により国が地方公共団体に対して負担する費用の対象は、国道又は国道附属施設等の新設（建設）及び改築等（道路法 5 6 条、共同溝の整備等に関する特別措置法 2 2 条 2 項）であり、限定的なインフラ整備等を目的とする事業に関するものあり、両者は対象を異する制度であるから、原告が指摘する両制度間の費用負担の不均衡が甚しく、立法政策の当否の問題を超えて本件負担金の支出を違法するものあり

が、原告の上記主張も採用しない

(3) 前記(1)で示した解釈を基に、以下、本件負担金の支出の可否を論ずる

ア、国直轄道路事業の目的、効果は、その目的は、国道を建設、改築又は修繕等をする物理的・目的、効果は、これにより利用者である住民に対し、通常の利用時及び災害時に、当該国道の安全かつ円滑な往来可能な状態を確保するを可能とする目的、効果あり、その効果による便益は、地方公共団体（住民）に対し、将来にわたる長期継続的に生じるもの想定される

次で、A 河川国道事務所の所掌事務を具体的にみると、A 市の区域内を含む B 県内にある河川の改良工事、維持・修繕その他管理並びに国道の建設、改築及び修繕工事、維持その他管理事務あり、この道路事業で見れば、国道 4 号、6 号、4 5 号、4 7 号、4 8 号、1 0 8 号及び三陸縦貫自動車道の道路整備、維持管理等が主たる業務とされる（前提事実(2)ア、乙 1。）

を、道路事業に関する具体的な業務は、渋滞解消のためのバイパス整備等の計画、設計及び工事の現場監督、舗装工事や橋りよりの補強工事等の現場監督、安全・冬期交通確保のための除雪作業、道路パトロールによる国道及び国道附属設備等（ガードレール等）の点検や道路占用の指導、取締り、障害物の除去等挙げられる（乙 1、丙 7、弁論の全趣旨 - 被告の主張に対し原告が明らかに争わない）

上記の各業務は、いずれも A 市の住民が、国道を円滑に安全に利用するために必要であるから、これらの事業によって A 市の住民受益発生しているところ、各施設に当たっては、地域住民の要望等を把握するとともに、総合的な企画立案、調査計画、用地取得やそれに伴う説明及び補償、各種業

者の契約交渉，具体的施工に関する設計及び積算等，種の業務が必要となるから，これらの業務を職員継続的かつ安定的に行うには，その職員の勤務場所も必要となる。

上記の検討によれば，A河川国道事務所は，国道の新設，改築のみならず，上記の国道又は国道附属施設等の維持，管理に関する業務を継続的に行う拠点となる物的施設を必要とする。本件において，A河川国道事務所を現在地から本件敷地の所在地に移転する必要性を否定するに足りる事実，証拠は見当たらないから，A河川国道事務所の所在地を移転するための費用の支出は，その目的，効果に照らし，A市に生じることが想定される受益の關係が不合理と認められる。

イ もとも，A河川国道事務所の所在地を移転するための費用は，本件敷地の購入（国が所有権を取得する）費用で負担することが不合理と認められる必要があるところ，先在A河川国道事務所の業務の広範性及び継続性の点から，その業務は，特に緊急災害時における情報収集や復旧作業等は，住民の生命，身体等に直接的に關係すると認められ，同事務所における事務の停滞を限り回避する必要があると認められる。この敷地の継続的利用の必要性や，法的に権利関係を安定させる必要性等からみれば，A市は本件敷地の所有権を取得することが不合理と認められる。

また，経済的観点から見ても，本件敷地を賃貸した場合の賃料は，年額で5648万4228円ある試算であり，本件敷地の賃貸期間が7年間を超えれば，本件敷地の購入費用（9億4140万3800円）よりも，賃料が高額となる。移転前のA河川国道事務所が旧敷地上に46年間設置されていたという事実も被告の主張に対して原告が争わず，これを覆うに足りる事実，証拠はないから，本件敷地に移転後のA河川国道事務所は，17年間以上の長期間にわたり継続して置かれる可能性が高いため，本件敷地を購入することが不合理と認められる。

以上によれば，A市が，A河川国道事務所の所在地を移転するための費用は，本件敷地の購入費用を負担するは，支出の目的，効果とA市に対して生じることが想定される受益の關係性から見れば，不合理と認められる。

ウ次に，費用負担の方法及び金額の相当性等の見地から検討するに，前記前提事実（2）エによれば，国は，本件敷地の購入費用のうち平成20年度中に支出した額を基に，別紙20の算定方法（以下「国の費用算定方法」と）によりA市に負担させる具体的な負担額を2632万3362

円と算定し、納付を告知し、これを受けたA市は同額の本件負担金を支出したと認められるから、国の費用算定方法及びこれより算出された本件負担金の額が、本件負担金の支出によってA市に生じるが想定される受益の関係で、不合理、不相当と認められるが問題である

のとき、原告は、本件各根拠規定の予定する本件負担金の算出方法は、A市が管理し定められた国道内で実施された維持、修繕、管理に要する工事費、人件費等の費用を積算し、その合計額に国及びB県の対からA市の受益とされる割合を乗じ算定すべきであるが明瞭なものでなく、国の費用算定方法及びその方法採用されたのは、本件負担金が、道路等の新築、修繕等の事業に要する費用で、事業主体維持運営に要する費用であるに起因するから、本件負担金は、本件各根拠規定の定める費用に該当しないと主張する

で、上記原告の主張の当否を判断するに、その主張に係る本件負担金算定の方法（以下「原告主張の費用算定方法」と）は、確かに簡便で明瞭であるが、これ直轄事業負担金の内訳が、工事費、人件費等明確に算定可能で積算できるもの限定される前提であると解れるところ、上記（1）の通り、同負担金は合理的な範囲で、国道又は国道附属施設等の維持、管理のための費用も含まれると解れるものならば、必ずしもA市の受益部分を明確に算定・積算する場合も想定されるから、原告の主張の前提が当裁判所の見解と相違するため採用するべきではない

の点を指摘する。例えば、A市が管理する国道の新築、修繕等を実施した場合は、広域の交通網整備の観点から国受益とされ、その国道所在するB県の住民にもその利用の受益が発生しているから、それぞれ国道は、交通量及び性質（例えば、内交通、内外交通、通過交通の区別等）を明らかにするに多量な労力費用を要する見込まれるから、原告が主張するよう、費用の合計額に国及びB県の対からA市に受益とされる割合を明らかにすることは事実上困難である

また、国の費用算定方法として、平成20年度に実施した事業に要する予算額や各事業に従事する職員数及び各事業で等分負担する要素等を考慮する点、別紙20の方法が採用されている点も、受益者負担の趣旨に照らして不合理、不相当と断るべきである

#### （4）小括

以上検討したを総合すれば、本件負担金は、支出の目的、効果と地方公共団体に対して生じるが想定される受益の関連性、並びに費用負担の方法及び金額の相当性等の見地から、その支出が不合理である

るは認め難い

本証拠(甲5, 7, 10)及び弁論の全趣旨によれば, A市による本件負担金の支出後, 直轄事業負担金制度は全国知事会の申し合わせのため, 地方公共団体で見直しや廃止の意見が強い, その経過で, 平成22年法律第20号により本件各根拠規定の一部改正され, 国道又は国道附属施設等の維持, 修繕その他管理に係る負担金は廃止されるに至り認められるところ, 上記改正法の施行後は本件敷地購入費用の支出額の全額をA市に負担せざるを得ないもの解れるが, 上記改正法の規定は, 本件負担金の決定及び納付時に遡適用する旨の規定は, 上記改正法の規定が, 本件各根拠規定の施行当時の解釈を確認したものであるから, 上記法改正の経過をもて, 本件負担金の支出が法令上の根拠を欠くもの

は, 本件負担金は, 本件各根拠規定の定める費用に該当し, その支出は, 法令の根拠に基づきながら, 地方財政法12条1項, 17条の2第1項に違反して違法, 無効であると認められない2争点2(本件負担金の支出が地方財政法4条の5に違反し, 違法, 無効と認められるか)は原告は, 本件敷地は, 国所有地として財産的価値を保持し残存するから, 本件負担金の支出は, 実質的には地方財政から国の割当的寄附に等しく, 地方財政法4条の5に違反する旨主張するから, 同条の寄附金の強制的な徴収は, 権力関係又は公権力を利用して強圧的に寄附をせざるを得ないところ, 本件負担金は, 上記1で検討あり, 本件各根拠規定の定める費用に当たるもの法令の根拠に基づき支出されたもので, その支出が寄附に当るから, 上記原告の主張は採用しない

#### 第4 結論

以上よれば, 本件負担金の支出が法令の根拠を欠き, 違法, 無効であるから, その違法, 無効を前提とする被告の国に対する不当利得返還請求権及び国家賠償法1条1項に基づき損害賠償請求権は, 認められない

よて, 原告の請求は理由がないとしても棄却すると, 訴訟費用の負担は行政事件訴訟法7条, 民事訴訟法61条を適用して, 主文の通り判決する

(別紙1, 3, 4は省略)

仙台地方裁判所第3民事部

裁判長裁判官 関口剛 弘

裁判官 本多哲哉

裁判官 佐藤雅浩

(別紙 2)

### 算定方法

1, 本件敷地の取得費用が、平成 20 年度に支出額は 5 億 3 8 2 0 万円である(以下「20 年度取得費用」)

まず、20 年度取得費を、道路事業の事業費からの拠出分すなわち本件敷地の取得費用(道路事業分)【A】と、河川事業の事業費からの拠出分すなわち本件敷地の取得費用(河川事業分)に分ける(河川事業分については、法律上、指定市である A 市に負担させることはできない。)

具体的には、それぞれの事業費に応じて負担する要素、それぞれに従事する職員数に応じて負担する要素、各事業で等分に負担すべき要素(例えば執務室以外の共有部分等)の三つの要素を、それぞれ等分の重みをもって、すなわち 3 分の 1 ずつの割合をもって考慮することが相当であり、この考慮方法によった場合の各事業の事業費からの拠出分とすべき割合(事業割合)を、以下のとおり算出する。

(道路事業割合)

$$\text{道路事業費 (3 1 4 8 6 百万円)} / \text{道路事業費 (前同)} + \text{河川事業費 (3 5 8 9 百万円)} \times 1 / 3 + \text{道路職員数 (1 8 5 名)} / \text{道路職員数 (前同)} + \text{河川職員数 (5 2 人)} \times 1 / 3 + 1 / 2 \times 1 / 3 = 0.73$$

(河川事業割合)

$$\text{河川事業費 (3 5 8 9 百万円)} / \text{道路事業費 (3 1 4 8 6 百万円)} + \text{河川事業費 (前同)} \times 1 / 3 + \text{河川職員数 (5 2 名)} / \text{道路職員数 (1 8 5 名)} + \text{河川職員数 (前同)} \times 1 / 3 + 1 / 2 \times 1 / 3 = 0.27$$

したがって、事業割合は、道路事業 73 パーセント、河川事業 27 パーセントとなる。

2, 上記の 20 年度営繕宿舍費(道路事業分: 4 億 1 8 3 1 万 3 0 0 0 円)の内訳及び A 市負担事業分の算出方法は、別紙 3 のとおりである。



具体的には、B県負担事業・A市負担事業の両方の事務を担当する庁舎の営繕費や職員宿舍の補修費用・借料等（別紙3「B県・A市負担事業を担当する組織庁舎の営繕（事務所，A東（出））」，「A市内に設置される宿舍の補修，借料等」）については、B県負担事業，A市負担事業に係るそれぞれの道路の長さに応じて按分する。

B県負担事業のみ，或いはA市負担事業のみに関する費用は，全額をB県又はA市の負担事業分とする（別紙3「B県負担事業を担当する組織庁舎の営繕（G（出）・H（出）・I（出）・J（出）・K（出））」，「A市負担事業を担当する組織庁舎の営繕（A西（出））」，「A市外に設置される宿舍の補修・借料等」）。

東北地方整備局及び東北技術事務所の営繕宿舍費の分担金については，それぞれ，所管する東北6県及びA市の事業費による按分，道路の管理延長による按分により，各県（市）に分けている（別紙3「東北技術事務所営繕宿舍費の所要額の分担金」，「本局の宿舍費の所要額の分担金」）。

上記の算出の結果，20年度営繕宿舍費（道路事業分）のうちA市負担事業分は7068万7384円（別紙3「A市分」の合計欄の金額）となる。

3，別紙4のとおり，20年度営繕宿舍費のうちA市負担事業分（ただし，建設機械維持費（23万3000円）を除く7045万4384円）について，事業種別（道路の改築事業，道路の修繕事業，交通安全施設整備事業等のカテゴリー。別紙4「事業種別」欄）ごとに分けて，それぞれの事業種別ごとの拠出額を確定する。その際には，まずは事業種別ごとに事業費（当初の予算）全体に占める割合（別紙4「H20当初事業費 シェア」欄の額，割合）に応じて分け，各事業種別間で必要な調整をする（別紙4の「直接費必要額との調整による営繕費の減分」欄のプラス・マイナスの数字を参照）。

このように各事業種別の営繕宿舍費の拠出額を確定した上で，それぞれの営繕宿舍費の額（別紙4「H20当初営繕宿舍費＜詳細＞」欄）に，法定のA市の負

担割合（別紙4「負担割合」欄参照）を乗じた額の合計2790万6877円と、上記で除外した建設機械維持費（河川，道路の維持管理や災害対策に使用するパトロールカーや除雪車等の整備費）23万3000円に法定の負担割合（10分の4.5）を乗じた10万4850円の合計2801万1727円が，A市が20年度営繕宿舍費（道路事業分）として負担すべき額となる。B県が20年度営繕宿舍費（道路事業分）として負担すべき額についても，上記と同様の方法で算出すると，1億1520万6256円となる。

その結果，20年度営繕宿舍費（道路事業分）のうち国の負担すべき額は2億7509万5017円（4億1831万3000円（全体）-1億1520万6256円（B県分）-2801万1727円（A市分））となる。

B県，A市の各20年度営繕宿舍費（道路事業分）の負担率の20年度営繕宿舍費（道路事業分）の負担額総額に対して占める各割合は，2億7509万5017円：1億1520万6256円：2801万1727円あり，百分率するとほぼ65.7パーセント：27.6パーセント：6.7パーセントとなる。この6.7パーセントが，道路事業のA市負担率【B】である。

4，以上により求められた，20年度の本件敷地の取得費用（道路事業分）【A】3億9288万6000円に，道路事業のA市負担率【B】6.7パーセントを乗じると，本件敷地の取得費用（道路事業分）のA市負担額は2632万3362円となる。

以上